

外来医療に関する協議の場での協議・報告していただきたいこと

①地域で不足する外来医療機能の決定

○地域で不足する外来医療機能を、初期救急、在宅医療、公衆衛生（学校医、予防接種、健康診断）、その他の医療の6つの項目の中から協議を行っていただきたい。

②圏域毎の共同利用方針の策定

○区域ごとに定めることとされている、医療機器の共同利用方針について、前回同様でよいか、協議を行っていただきたい。

③医療機器の稼働状況の報告

○令和5年度以降に医療機器を新規購入した医療機関（外来機能報告で確認できる医療機関は除く。）に対し、医療機器の稼働状況の報告を求めるようになったことについて、報告を行っていただきたい。

④新規開業者等へ「不足する外来医療機能」を担うよう申出書の提出を求める手続き

○今回の計画から外来医師多数区域以外の区域、又は新規開業者以外の者に対しても、地域の実情に応じて、地域で不足する医療機能を担うよう求めることができる、とされた。このことについて、協議を行っていただきたい。

①地域で不足する外来医療機能の決定

○素案では、前回同様、二次保健医療圏ごとに厚生労働省から提供されたデータによる定量的な分析と、市郡地区医師会及び市町へのアンケート調査で寄せられた意見に基づいて、地域で不足する外来医療機能を整理していく。

○地域で不足する外来医療機能について協議いただき、初期救急、在宅医療、公衆衛生（学校医、予防接種、健康診断）、その他の医療の6つの項目の中から、実際に不足する外来医療機能を選択する（複数の機能を選択可能。）。

○各機能についてアンケート調査結果を点数化したものを「推定値」とし、推定値が0以下のもの、あるいは自由記載で明らかに区域で不足していると考えられるものを、「地域で不足する外来医療機能」として県がたたき台として提示する。

○現行計画どおり、または提示されたたたき台でよいか、協議を行っていただきたい。

○現行計画策定時に「へき地の医療」がその他の医療として追加されたように、もし圏域から不足する外来医療機能として特に追加したい項目があれば、報告を行っていただきたい。

②圏域毎の共同利用方針の策定

○国ガイドラインでは、区域ごとに医療機器の共同利用方針の確認を行うこととされている。

○現行計画では、対象医療機器（CT、MRI、PET、マンモグラフィ、放射線治療）に係る共同利用方針として以下の方針を整理している。この方針は、各圏域において地域医療構想調整会議にかけられ、全圏域共通かつ、全医療機器共通の方針とされた。

- 対象医療機器（CT、MRI、PET、マンモグラフィ、放射線治療）については、共同利用に努めるものとする。
- 医療機関が新たに対象医療機器を購入又は更新する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画を作成し、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。
- 共同利用を行わない場合については、共同利用を行わない理由について、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。

○今回の策定においても上記の方針を、県のたたき台として提示する。

○各圏域にはこのたたき台をもとに、共同利用方針を検討していただきたい。

外来医療に関する協議の場で報告していただきたいこと

③医療機器の稼働状況の報告

○次期計画より、令和5年4月1日以降に、高額医療機器（CT、MRI、PET、放射線治療、マンモグラフィ）を新規購入した医療機関（外来医療計画で確認可能な病院、有床診療所を除く）については、医療機器の稼働状況の報告を求めることとなった。

○1年間の利用件数を記入する形式であるため、実際の報告開始は令和6年度からとなる。

○そのため、今年度の地域医療構想調整会議では、来年度から制度開始になるとの報告を行っていただきたい。

○今後、報告書の提出方法など、県として方針を整理していく。

別紙2

医療機器稼働状況報告書

【医療機関の情報】

名称	
開設者	
管理者	
住所	
連絡先	

【医療機器の情報】

共同利用対象医療機器 ※該当欄に「○」	CT
	MRI
	PET (PET 及び PET-CT)
	放射線治療機器 (リニアック及びガンマナイフ)
	マンモグラフィ
製造販売業者	
機種名	
設置年月日	

【稼働状況】

対象医療機器の保有台数		台
利用件数※		件 (月～ 月 (年月))
共同利用の実績の有無	あり	なし

※ 利用件数については、前年度（4月1日から3月31日まで）に利用された件数を記入してください。なお、前年度に通年での利用がない場合には、利用期間及び利用月数を（ ）に記載して下さい。

④新規開業者等へ「不足する外来医療機能」を担うよう申出書の提出を求める手続き

○「不足する外来医療機能」を担うことについての合意の有無や合意内容に関する申出書の提出が求められるのは、従来は外来医師多数区域の新規開業者のみが対象であったが、次期計画からはガイドラインにより、「外来医師多数区域以外の区域において、又は新規開業者以外の者に対しても、地域の実情に応じて、地域で不足する医療機能を担うよう求めることができることとする。」とされた。今回はこの変更点について、地域医療構想調整会議で令和6年度4月1日からの適応を考えている圏域については地域医療構想調整会議で協議を行っていただきたい。そうでない圏域については、今後の実施時期等を圏域で検討していただきたい。

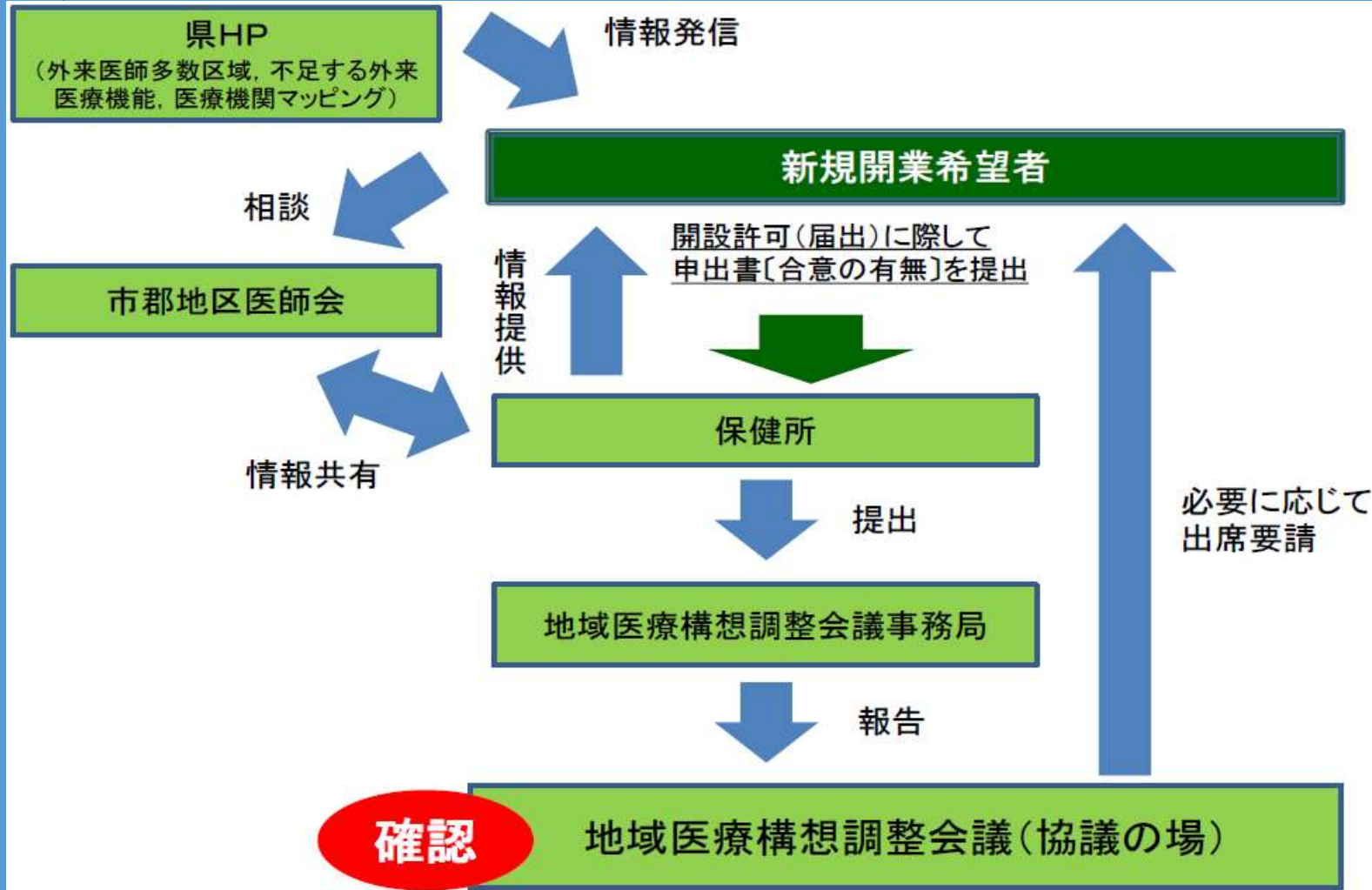
○県の方針として、外来医師多数区域での新規開業者については従来どおり申出書の提出を求めるが、それ以外の者に対しては、地域の実情に合わせて各圏域で判断することとする。

	新規開業者	新規開業者以外の者(既存の診療所)
外来医師多数区域	従来通り	△
それ以外の区域	△	△
実施時期	令和○年○月1日～	令和○年○月1日～

※△:各圏域の判断により、検討する項目。

参考 外来医師多数区域での新規開業者の申出書の取扱い（現行計画）

届出手続きの流れ



外来医療機能に係る申出書

広島県知事 様

氏名	〒	
病 院	所 在 地	
又 是	開 業 年 月 日	
診 察 科	担 当 者 名	
	通 話 先	

開設するにあたって、当該地域で不足する外来医療機能を担うことについて

合意する

<担う外来医療機能等を具体的に記載>

[]

合意しない

<合意しない理由>

[]

今後のスケジュール

日時	予定
9月29日	市郡地区医師会や市町に対してアンケート調査の締切
10月2日～	未回答の市町・医師会への督促
10月17日	第2回保健医療計画部会にて、外来医療計画の概要、方向性について確認
10月19日	外来医療計画に係る所長担当者会議
	会議終了後、アンケートの出揃った圏域から、順次たたき台を送付。
10月～12月初め	各圏域の地域医療構想調整会議
11月30日	整理表により回答。(アンケートが揃わない、あるいはどうしても会議の調整がつかない圏域については、個別に対応を協議。)
12月21日	第3回保健医療計画部会にて素案の検討。
1月中旬～2月中旬	パブコメ
1月～3月	圏域の地域医療構想調整会議
	(パブコメや保健医療計画部会にて圏域の判断を必要とする意見が出た場合は、2～3月中に調整会議開催を依頼する可能性あり)
3月中旬	第4回保健医療計画部会
3月中旬	医療審議会
3月下旬	答申
3月下旬	計画確定